

# 10.11 沖縄県の 辺野古訴訟 についての 学習会

■資料代:500円

- 日時 10月11日[金]/午後6時30分開始  
■会場 文京区民センター2A会議室  
〒113-0033 東京都文京区本郷4-15-14 ●電話:03-3814-6731 ●FAX:03-3814-3626  
■講師 加藤裕弁護士(沖縄県弁護団)

さる7月17日、沖縄県は県の埋め立て承認撤回を取り消す裁決に国土交通相が関与したのは違法だとして、国に関与の取り消しを求めて福岡高裁那覇支部に提訴しました(関与取り消し訴訟)。

さらに8月7日には、同じ趣旨で那覇地裁に訴えを起こしました(抗告訴訟)。今後2つの裁判が並行して進み、闘いの焦点になります。

裁判の主な争点は①行政不服審査法は国民の権利救済のための法律であり、政府=沖縄防衛局は使えない、②国土交通相は同じ政府の一員であり、中立性がなく公正さに欠ける、の2点です。さらに抗告訴訟では、県による埋め立て承認撤回の適法性、正当性が初めて争点になります。

県による承認撤回は、軟弱地盤の存在、活断層の存在、環境保全措置の問題など、公有水面埋立法に基づく正当な決定です。

にもかかわらず政府は、辺野古の海への土砂投入を強行し続け、政府の意向に沿った人物を多数集めた有識者会議を設置して、軟弱地盤改良にお墨付きを与えようとしています。

裁判所は政府の主張に従い、県の訴えを「門前払い」する恐れがあります。那覇地裁に対して、政府から独立した立場で民主主義や地方自治を守るためにきちんとした審理を求める声を多くの人々から届けていかなければなりません。

県の弁護団を招いた学習会で、分かり辛い裁判の争点や意義を学び、玉城知事を支援する裁判所への要請行動を作り上げて行くために、多くの皆さんの参加を呼びかけます。

## ■主催

### 「止めよう! 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会 戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会

- 戦争をさせない1000人委員会 (03-3526-2920)
- 解釈で憲法9条を壊すな! 実行委員会 (03-3221-4668)
- 戦争する国づくりストップ! 憲法共同センター (03-5842-5611)

## ■連絡先

- 090-3910-4140(沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック)  
03-3363-7561(ピースボート)  
03-6382-6537(沖縄意見広告運動)

# 辺野古は沖縄の民意に従ひ止む!

